

令和6年度 利用料金のめやす※介護保険1割負担の方 【ホームヘルプ】

令和6年4月1日より適用

○ 訪問介護サービス < 要介護1～要介護5 >

身体介護が中心である場合（訪問1回あたり）

提供時間	基本料金	特定事業所加算Ⅱ	訪問介護ベースアップ等支援加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	合計
20分未満	163円	16円	4円	25円	11円	219円
20分以上30分未満	244円	24円	6円	37円	17円	328円
30分以上1時間未満	387円	39円	10円	58円	27円	521円
1時間以上1時間30分未満	567円	57円	15円	85円	39円	763円

生活援助が中心である場合（訪問1回あたり）

提供時間	基本料金	特定事業所加算Ⅱ	訪問介護ベースアップ等支援加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	合計
20分以上45分未満	179円	18円	5円	27円	12円	241円
45分以上	220円	22円	6円	33円	15円	296円

◇算定される加算について

加算名	目的	費用負担
特定事業所加算Ⅱ	人材の質の確保やヘルパーの活動環境の整備を整えることでよりよいサービスを提供できるように努めます。	所定単位数の10%
訪問介護ベースアップ等支援加算	介護職員等の賃金の改善等を実施して、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。 （算定した単位数の1000分の24に相当する単位数）
介護職員処遇改善加算Ⅰ	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。 （算定した単位数の1000分の137に相当する単位数）
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。 （算定した単位数の1000分の63に相当する単位数）